



「保育所等訪問支援」について

保育所等訪問支援は、療育の専門職員が保育所・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校等に訪問し、ご家族や担当職員への助言を行い、適切な支援を行います。
個々の発達の特性を配慮する点など、お子さんの支援に必要な助言を行うとともに、「個別支援計画」を作成し、それに基づいて保育所等訪問支援を行います。

ご利用の流れ

- ① ご家族からの依頼
- ↓
- ② 訪問担当者による保護者への事前聞き取り及び説明（料金・個別支援計画・訪問先等）
- ↓
- ③ 申請・契約
- ↓
- ④ 保育所・幼稚園・学校等へご家族からお願いして頂く
- ↓
- ⑤ 訪問担当者による、お子さんの担当職員へ聞き取り
- ↓
- ⑥ 訪問支援開始

※ 保育所等訪問支援事業は、保護者、訪問支援先、医療療育センター3者の合意が必要です。

ご利用料金

児童福祉法に基づく、
障害児通所給付費の対象
利用者負担額→原則1割

お問い合わせ

地方独立行政法人 秋田県立療育機構
秋田県立医療療育センター
TEL 018-826-8025
(育成部)

